

総社市告示第5号

総社市特定疾患患者等療養通院費助成金支給要綱（平成17年総社市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成31年2月20日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">総社市難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>難病等</u>にり患した者又は人工透析患者（以下「患者」という。）が当該疾患に関する医療又は治療を受けるため医療機関へ通院した際、通院費の一部に充てるため助成金を支給し、その負担の軽減を図ることにより、患者とその家族の福祉の向上を図るものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱において「<u>難病等</u>」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する指定難病及び岡山県特定疾患治療研究事業実施要綱（平成10年4月30日医薬第230号）第3条に定める対象疾患をいう。</p> <p><u>2</u> この要綱において「人工透析患者」とは、じん臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け、人工透析治療を受けるため通院している者をいう。</p> <p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p style="text-align: center;">総社市特定疾患患者等療養通院費助成金支給要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、<u>特定疾患等</u>にり患した者（以下「患者」という。）が当該疾患に関する医療を受けるため医療機関へ通院した際、通院費の一部に充てるため助成金を支給し、その負担の軽減を図ることにより、患者とその家族の福祉の向上を図るものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この要綱において「<u>特定疾患等</u>」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）に規定する指定難病及び腎臓機能障害（ただし、人工透析治療を伴うものに限る。以下同じ。）をいう。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> 略</p>

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 特定医療費（指定難病）受給者証若しくは特定疾患医療受給者証の交付を受け、当該疾患に関する医療を受けるため通院している者又は人工透析患者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第6条 助成金の支給を受けようとする者は、<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支給の決定等)</p> <p>第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその適否を審査し、<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給決定</u>（却下）通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(申請事項の変更)</p> <p>第8条 受給者は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金申請事項等変更届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(現況届)</p> <p>第9条 助成金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年10月1日から同月31日までの間に、その年の10月1日における状況を記載した<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金現況届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(死亡の場合の取扱い)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 未支給助成金を受ける遺族の順位は、第2条第4項各号の順序による。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第12条 市長は、助成金の支給状況を明らかにしておくため、<u>難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給台帳</u>を備え、必要な事項を記録し</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 助成金の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 特定医療費（指定難病）受給者証又は腎臓機能障害による身体障害者手帳の交付を受け、当該疾患に関する医療を受けるため通院している者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(支給の申請)</p> <p>第6条 助成金の支給を受けようとする者は、<u>特定疾患患者療養通院費助成金支給申請書</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(支給の決定等)</p> <p>第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその適否を審査し、<u>特定疾患患者療養通院費助成金支給決定</u>（却下）通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>(申請事項の変更)</p> <p>第8条 受給者は、第6条の申請事項に変更があったときは、速やかに<u>特定疾患患者療養通院費助成金申請事項等変更届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(現況届)</p> <p>第9条 助成金の支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎年10月1日から同月31日までの間に、その年の10月1日における状況を記載した<u>特定疾患患者療養通院費助成金現況届</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>(死亡の場合の取扱い)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 未支給助成金を受ける遺族の順位は、第2条第3項各号の順序による。</p> <p>(台帳の整備)</p> <p>第12条 市長は、助成金の支給状況を明らかにしておくため、<u>特定疾患患者療養通院費助成金支給台帳</u>を備え、必要な事項を記録しておかなければ</p>

改正後	改正前
ておかなければならない。	ならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。  
(総社市特定疾患患者等療養通院費助成金支給要綱の一部を改正する告示の一部改正)
- 2 総社市特定疾患患者等療養通院費助成金支給要綱の一部を改正する告示(平成28年総社市告示第19号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この告示の施行日の前日において、改正前の第3条第1号の規定に該当していた者が、引き続き改正前の第2条第1項に規定する特定疾患等に関する医療を受けるため通院している場合、<u>平成31年3月31日までの間</u>は、改正後の第3条第1号に規定する者とみなす。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 この告示の施行日の前日において、改正前の第3条第1号の規定に該当していた者が、引き続き改正前の第2条第1項に規定する特定疾患等に関する医療を受けるため通院している間は、改正後の第3条第1号に規定する者とみなす。</p>